

事務連絡  
令和5年2月15日

各  $\begin{cases} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{cases}$  介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございました。

今般、マスク着用の考え方について、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「2月10日付け事務連絡」という。）（別添）のとおり、屋内では原則着用、屋外では原則不要としている現在の取扱いを改め、

- ・ 行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすること
- ・ 政府は各個人のマスク着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にマスクの着用を推奨すること

とされました。

特に高齢者施設等におけるマスク着用の取扱いについては、下記のとおりでするので、その内容を御了知の上、都道府県等介護保険担当主管部局におかれても、衛生主管部局等と連携して、貴管内の高齢者施設等へ周知対応いただくよう、よろしくお願ひいたします。

記

- 2月10日付け事務連絡の2において、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な次の場面では、マスクの着用を推奨す

ることとされていること。

- (1) 医療機関受診時
- (2) 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
- (3) 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス(※)に乗車する時(当面の取扱)  
※ 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

○ 2月10日付け事務連絡の4において、高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中(※)のマスクの着用を推奨することとされていること。引き続き、マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施にご尽力いただきたいこと。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等が適宜判断いただきたい。例えば、周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面等においてはマスクの着用を求めない、といった判断が想定される。

#### 【別添】

「マスク着用の考え方の見直し等について」(令和5年2月10日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)